



けいえいそうだんしつ

# 経営相談室だより

島田会計大阪事務所  
かわしま あきのり  
公認会計士・税理士 川嶋 良典

## 所得税の定額減税と年末調整

令和6年分の所得税において定額減税が控除されます。社会福祉法人では、役員に支給する報酬や給料にかかる業務に係ります。

今回は、年末調整や法定調書の作成に影響するポイントを紹介いたします。

### ● 定額減税の対象と計算

定額減税の対象者は、令和6年分の所得税における合計所得金額が1,805万円以下の居住者です。減税額は本人と同一生計配偶者や扶養親族の人数に3万円を乗じて計算します。なお、「居住者」とは、国内に住所を有する個人または現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。配偶者や親族が外国に住んでいると、対象者から外れる場合があります。

### ● 法人の年末調整

年末調整では、役員に記入してもらう「表1」の書類で定額減税の対象を

判定します。なお、配偶者と扶養親族については、所得控除と定額減税でその範囲が異なります【表2】。とくに配偶者については、役員本人と配偶者の所得によって、【表3】のとおり控除と定額減税のいずれか片方あるいは両方が受けられないケースもあるのでご注意ください。

### ● 源泉徴収票の記載

年末調整を行う役員は、「給与所得の源泉徴収票」の(摘要)欄に定額減税額等の記載が追加されます。記載内容は【表4】のように記載してください。法人に扶養控除等申告書を提出していない乙欄の役員は、法人で定額減税を受けることはできません。また、給与が2,000万円超などの理由で年末調整の対象から除かれる人は、確定申告で定額減税の精算を行うため、(摘要)欄に定額減税額等の記載は不要です。

以上が定額減税に関する業務のポイントです。定額減税は令和6年度のみですが、役員一人ひとりの所得に影響するので、気を付けて業務に取り組んでください。

【表1】

対象	書類
本人 同一生計配偶者	給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書
扶養親族	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

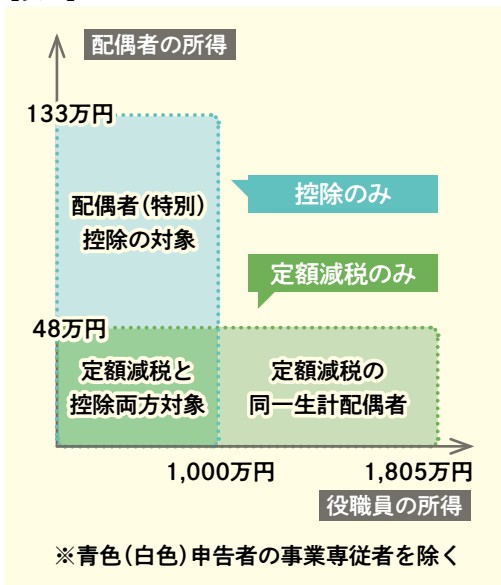
上記書類に換えて、「年末調整に係る定額減税のための申告書」での判定も可能

【表2】

対象	所得控除	定額減税
配偶者	配偶者と役員等の合計所得金額が一定金額以内の場合に対象	配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に対象
国外居住親族	一定要件で対象	対象外
年少扶養親族*	対象外	対象

\* 令和6年12月31日現在の年齢が16歳未満の扶養親族

【表3】



【表4】

内容	記載方法
年調所得税額から控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ****円
年調減税額のうち控除しきれなかった金額	控除外額 ****円 ※全額控除できた場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	「非控除対象配偶者減税有」(注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。